

# くらしのガイド

## 市や国、道からのお知らせ



### くらしの住まい



#### 第68回人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、12月4日(日)から10日(土)までを『第68回人権週間』と定め、人権に対する理解を深める取り組みを進めています。

この機会に、相手の気持ちを考えることや『思いやりの心』について、いま一度考えてみましょうか。

**問い合わせ** 札幌法務局室蘭支局 (☎25111)

#### 北朝鮮人権侵害問題 啓発週間

行政や警察などの機関では、北朝鮮による日本人拉致問題やその他北朝鮮当局による人権侵害問題について、さまざまな啓

発活動を行っています。

12月10日(土)から16日(金)までは、『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』と定められていますので、この機会に、北朝鮮当局による人権侵害問題などについて関心と認識を深めましょう。

**問い合わせ** 室蘭警察署

(☎460110)

#### 『つい、うっかり』型の火災に注意してください

冬期は、火災発生の危険性が增大することから、警備体制を強化し、市民の防火意識の高揚を図るため、市消防では12月15日(木)から31日(土)まで、年末特別警戒を実施します。

冬期は、「ガスコンロの消し忘れ」、「電気器具のスイッチの切り忘れ」、「ストーブの消し忘れ」などによる『つい、うっかり』型の火災が多く発生していますので、外出する際や就寝する前は、必ず火の元を点

検しましょう。

**問い合わせ** 消防本部総務G

(☎859611)

#### 守っていますか 飼い主のマナー

ペットのふんを放置すると、雪解けに、たくさんふんが現れ、多くの人が不快な思いをします。散歩のときなどに、ペトがしたふんは必ず持ち帰りましょう。

また、冬季は尿の色も目立つため、近隣の住民などの迷惑にならない場所でさせるなど、飼い主としてモラルを守りましょう。

**問い合わせ** 環境対策G(クリ

ンクルセンター内・☎8529

58)

#### 浄化槽管理者の方は 保守点検・清掃を受けましょう

浄化槽の保守点検や清掃は、法律で実施が義務付けられています。

保守点検は、最低でも処理方式で決められた回数を、浄化槽の清掃は、年1回必ず受けるよ

## 1月の粗大ごみ収集

地区	収集期間	申込期間
登別東町	1月9日(月)～ 1月14日(土)	12月19日(月)～ 12月30日(金)
大和町、栄町、 若山町	1月16日(月)～ 1月21日(土)	1月5日(木)～ 1月13日(金)
新川町	1月23日(月)～ 1月28日(土)	1月10日(火)～ 1月20日(金)
富士町	1月30日(月)～ 2月4日(土)	1月16日(月)～ 1月27日(金)

※粗大ごみは、1品ごとに『ごみ処理券(1枚160円)』を貼って出してください。(1回につき5品まで)

### 収集の申し込み (有)登和清掃 (☎880200)

※土・日曜日、祝日を除く9時～17時。  
※電話のかけ間違いに十分注意してください。  
その他の問い合わせ 環境対策グループ (クリンクルセンター内・☎852958)

うにしてください。

**問い合わせ** 環境対策G(クリ

ンクルセンター内・☎8529

58)

#### みんなを防ごう 障がい者虐待

障がいのある方が安心して暮らせるよう、障がいのある方を虐待から守りましょう。

・身体的虐待：暴行を加えること  
とや正当な理由なく身体を拘束すること

・性的虐待：わいせつな行為をしたり、させたりすること

・心理的虐待：著しい暴言や拒絶的な言動・態度などで精神的苦痛を与えること

・放棄・放置(ネグレクト)：食事や入浴、排せつなどの世話や介助をせずに、心身を衰弱させること

・経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金などを使うこと。また、正当な理由なく金銭を与えないこと

これらの虐待を見かけた場合、ご相談ください。

**相談窓口** 登別市障がい者虐待防止センター(障がい福祉G内・☎853732)

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です